

パブリック・コメント手続制度 制度（案）から制度への修正箇所一覧

	修正箇所	修正前（「制度（案）」）	修正後（「制度」）	修正理由
1	<p>（定義） 第2条 【考え方】</p>	<p>市民等以外からこの制度に基づく意見等の提出があったときは、市民等からの意見と同様に取り扱うことが望ましいと考えられますが、そうしない場合があっても差し支えありません。</p>	<p>削除</p>	<p>パブリック・コメント手続制度は、市の政策等の決定に当たって市民等の意見を求め、その意見に対し市の考え方を示すものであることから、政策等の実施により直接影響を受ける人から意見を聞き、市は応答義務を負うものであり、要綱どおり運用します。あいまいな記述であったため、【考え方】を削除します。</p>
2	<p>（政策等の案の公表等） 第5条 【考え方】</p>	<p>担当課、市民情報コーナーでは、資料一式を閲覧できるようにします。この他にも、図書館_____での閲覧、報道機関への発表などの多様な方法での周知に努めることとします。また、議員閲覧用に資料一式を議会事務局に提出します。</p>	<p>担当課、市民情報コーナーでは、資料一式を閲覧できるようにします。この他にも、図書館、市役所サービス処ねやがわ屋、市民センター等での閲覧、報道機関への発表などの多様な方法での周知に努めることとします。また、議員閲覧用に資料一式を議会事務局に提出します。</p>	<p>公表資料の閲覧場所として要綱に明記している担当課と市民情報コーナーは必須事項ですが、この他にも、個々の政策等の性格をふまえて工夫し、費用対効果を勘案しながら、図書館、市役所サービス処ねやがわ屋、市民センター等、市の各施設の特徴を生かし、必要に応じて多様な方法で公表していきます。よって、左のとおり修正します。</p>
3	<p>（意見等の提出） 第6条 【考え方】</p>	<p>提出された意見の原文について_____開示請求がされた場合には、寢屋川市情報公開条例第6条に規定する不開示情報に該当するものを除いて開示します。提出者が個人である場合、その氏名等を公表することはありませんが、団体名で意見が提出された場合は、団体名、代表者名等を原則公表します。</p>	<p>提出された意見の原文について、寢屋川市情報公開条例に基づき開示請求がされた場合には、同_____条例第6条に規定する不開示情報に該当するものを除いて開示します。提出者が個人である場合、その氏名等を開示することはありませんが、団体名で意見が提出された場合は、団体名、代表者名等を原則開示します。</p>	<p>パブリック・コメント手続制度の趣旨により、提出された意見等は公表が原則です。このため、情報公開条例に基づき、提出された意見の原文について開示請求がされた場合には、原則として開示します。「開示」と「公表」の語の使い分けが不適切ですので、左のとおり修正します。</p>

	修正箇所	修正前（「制度（案）」）	修正後（「制度」）	修正理由
4	（最終的な意思決定に当たった意見等の考慮） 第7条第1項及び第2項	第7条 _____最終的な意思決定に当たっては、前条の規定により提出された意見等が、 <u>政策等の趣旨・目的に照らして、当該政策等に盛り込めるか否かを十分に考慮するものとする。</u> 2 政策等の策定等の最終的な意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する寝屋川市の考え方並びに政策等の案を修正したときはその修正内容及びその理由を公表しなければならない。（以下略）	第7条 政策等の最終的な意思決定に当たっては、前条の規定により提出された意見等_____を十分に考慮するものとする。 2 政策等の_____最終的な意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する寝屋川市の考え方並びに政策等の案を修正したときはその修正内容及びその理由を公表しなければならない。（以下略）	市は、パブリック・コメント手続において、提出された意見が「当該政策等に盛り込めるか否か」だけを考慮するものではありません。提出された意見の内容を真摯に受け止めるという市の姿勢を強調するため、条文において「考慮」する対象を「当該政策等に盛り込めるか否か」に限定することは適切ではないと考え、左のとおり修正します。
5	（最終的な意思決定に当たった意見等の考慮） 第7条 【考え方】	類似の意見が多数あった場合は、行政コストや事務の効率の点から考えて、類似する意見を集約するなど整理・工夫をして公表します。_____	類似の意見が多数あった場合は、行政コストや事務の効率の点から考えて、類似する意見を集約するなど整理・工夫をして公表します。 <u>なお、制度の趣旨により、提出された意見に対する本人あての個別回答はいたしません。</u>	パブリック・コメント手続においては、類似意見の集約などの整理を行った上で市の考え方を示すものであり、意見提出者に対し、直接個別の回答はいたしません。よって、左のとおり一文を付け加えます。